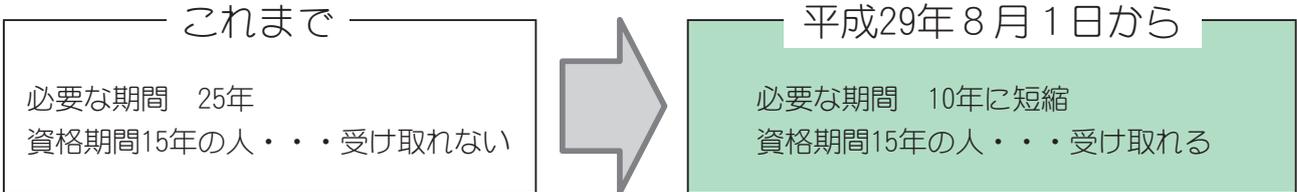


年 金 あ れ こ れ

～新たに年金を受け取れる方が増えます
年金額を増やすこともできます～

資格期間が10年以上となれば年金を受け取れるようになりました



※資格期間とは

- ・国民年金の保険料を納めた期間や免除された期間
- ・サラリーマンの期間（船員保険を含む厚生年金保険や共済組合の加入期間）
- ・年金制度に加入していなくても資格期間に加えることができる期間（カラ期間）

対象となる方は手続きが必要です

新たに年金を受け取れるようになる、資格期間が10年以上25年未満の方には、日本年金機構から「年金請求書」を順次お送りしています。

今から保険料を納めて年金額を増やすこともできます

60歳以上の方も国民年金に加入できます（任意加入制度）

- ・希望される方は「60歳から65歳まで」の5年間、国民年金を納めることで、65歳から受け取る老齢基礎年金の額を増やすことができます
- ・また、資格期間が10年に満たない方は、最長70歳まで国民年金に任意加入することで資格期間を満たせば、年金を受け取ることができます

※ご利用いただける方（次の1～4のすべてに該当する方）

1. 日本国内に住所を有する60歳以上65未満の方（年金の資格期間を満たしていない場合は70歳未満の方まで）※外国に居住する日本国籍をお持ちの方も加入できます
2. 老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方
3. 20歳以上60歳未満までの保険料の納付月数が480月（40年）未満の方
4. 現在、厚生年金に加入していない方

過去5年間に納め忘れた保険料を納めることができます（後納制度）

- ・過去5年以内に国民年金保険料の納め忘れがある場合も、申込みにより、保険料を納めることができます（平成30年9月まで）
- ・保険料を納めることで、年金を受け取れるようになったり年金額が増えたりします

※ご利用いただける方（次の1または2のいずれかに該当する方）

1. 5年以内に保険料を納め忘れた期間がある方（任意加入中の保険料も該当します）
2. 5年以内に未加入の期間がある方（任意加入の対象となる期間は該当しません）

注：60歳以上で老齢基礎年金を受け取っている方は申し込みできません